○津山圏域衛生処理組合管理者の職務代理者を定める規則

平成１７年２月１８日

津山圏域衛生処理組合規則第２号

改正　平成１９年２月６日規則第３号

津山圏域衛生処理組合規約（昭和４５年岡山県指令地第２０７号）第１２条の規定に基づく管理者の職務を代理する副管理者及びその順序を次のとおり定める。

第１次職務代理者　副管理者　津山市副市長

第２次職務代理者　副管理者　鏡野町長

付　　則

この規則は，平成１７年２月２８日から施行する。

付　　則（平成１９年２月６日規則第３号）

この規則は，平成１９年４月１日から施行する。